

I 入院保障保険

手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉

II ガン治療保険

上皮内新生物治療給付特約付ガン治療保険(無解約払いもどし金型)

I 入院保障保険は簡易な告知で、お申込みいただけます！

3つの告知項目が
すべて「いいえ」であれば、お申込みいただけます。

ア 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか イ 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか ウ 申込日現在、妊娠していますか	はい いいえ ☐ ☐ はい いいえ ☐ ☐ はい いいえ ☐ ☐
---	--

※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。
※告知について詳しくは、P6の「お取扱い」に記載されている「告知について」をご覧ください。

I 入院保障保険、II ガン治療保険は以下の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。

病気(ガンを含む)やケガ	入院保障保険(終身型 09)〈60日型〉＜主契約＞ 手術給付特約／手術補完給付特約／先進医療給付特約(12)
ガン	ガン治療保険(無解約払いもどし金型)＜主契約＞ 上皮内新生物治療給付特約／ガン先進医療給付特約(12)

申込締切日：令和2年7月21日(火)

契約日：入院保障保険 令和2年10月1日 ガン治療保険 令和2年10月1日

希望申込書提出先：長崎県職員連合労働組合 お問い合わせ先 TEL 095-822-5472

集 団 名：一般財団法人 長崎県職員互助会
引受保険会社：アクサ生命保険株式会社

アクサメディカルアシスタンスサービスのご案内



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

無料 でご利用いただけます。

健康なときも 病気になってからも、
支えつづけます。

健康相談サービス



24時間365日
電話でもネットでも
相談いただけます。

24時間電話健康相談サービス

オンライン健康相談サービス (Doctors Me)

セカンドオピニオンサービス

糖尿病サポートサービス

介護・リハビリサポートサービス

郵送キットによる血液検査サービス **優待価格**

※各サービスの最新の内容やサービス提供会社名は、アクサ生命ホームページにてご確認ください。カスタマーサービスセンター(TEL：03-6757-0310 受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く)までお問い合わせください。
※上記サービスはアクサ生命が提供する保険商品の一部を構成するものではありません。 ※各サービスをご利用の際には諸条件があります。
※サービスの内容は予告なく中止、変更する場合がありますのであらかじめご了承ください。
●ご利用条件または各サービスの内容など、詳しくはアクサ生命ホームページをご覧ください。アクサ生命の担当者におたずねください。

ガン治療保険では、ガンの予防・早期発見から治療生活全般までサポートする
ガン治療保険専用のサービス(女性専用窓口もあります。)もご利用いただけます。

アクサ生命の デジタル約款の ご案内

「ご契約のしおり・約款」は、アクサ生命のホームページから以下のご利用方法でいつでもご覧いただけます。
①アクサ生命のホームページ(www.axa.co.jp/)へアクセスし、「デジタル約款」を選択。
②「お勤め先または団体を通じてご検討中のお客さま」を選択。ご検討中の商品名を検索またはすでにご契約中のお客さまは証券番号を入力して、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。
※「デジタル約款」は契約日が2014年1月1日以降のご契約が対象です。
※「ご契約のしおり・約款」の冊子をご希望のお客さまは、ご連絡ください。



引受保険会社

アクサ生命保険株式会社

〒108-8020 東京都港区白金1-17-3
TEL 03-6737-7777(代表)

www.axa.co.jp/

取扱募集代理店・お問合せ先

有限会社長崎福利サービス

〒850-0035 長崎市元船町17-1 大波止ビル3F
TEL 095-821-6553

取扱店

アクサ生命保険株式会社

西日本法人営業部 九州オフィス

〒810-0001 福岡市中央区天神1-1-1 アクロス福岡12F
TEL 092-718-1354 ※音声ガイダンスに沿って「1」をご選択ください。
担当：陣内

Form No.0D3674(7.0) AXA-A1-2005-0677/9F7 2020.06.01

知っておきたい、病気・ケガのこと

入院時の自己負担額は、
1日あたり平均約**10,400円+α**となります。

入院されると治療費以外にも、「差額ベッド代*1」「食事代などの一部負担」「入院中の日用品」などの費用がかかる場合があります。

- *1 患者の希望により特別療養環境室に入院した場合に差額ベッド代が発生します。差額ベッド代は医療機関により異なります。
- *2 厚生労働省「平成28年 医療給付実態調査」をもとにアクサ生命が計算。（推計平均在院日数29.81日、推計1入院あたり医療費総額1,015,408円。高額療養費制度適用後（70歳未満・所得区分「年収（目安）約370万円～約770万円」、月初から入院された場合）の金額）
- *3 出典：厚生労働省 中央社会保険医療協議会「主な選定療養に係る報告状況」1日当たり平均徴収額金額階級別病床数平成28年7月1日現在（平成29年11月15日総会資料）
- *4 所得区分「一般」の場合。実際の自己負担額は年齢や所得によって異なります。
- ※令和2年3月時点の公的医療保険制度にもとづき作成。



先進医療費は高額になりがちです。

「先進医療」*5とは、従来の治療法よりも効率的に高い効果が得られる最先端の医療技術です。ただし、費用（技術料）は全額自己負担（公的医療保険適用外）。費用（技術料）が高額となるケースもあります。

先進医療にかかる自己負担の例

たとえば、公的医療保険の被保険者（本人）で、1ヵ月（1日～末日）の医療費が400万円、そのうち先進医療にかかる費用（技術料）が300万円の場合



先進医療の技術料（平均額）*7の例

陽子線治療*6.....2,700,000円

腹腔鏡下スリーブ状胃切除術及び十二指腸空腸バイパス術*6.....720,000円

高周波切除器を用いた子宮腺筋症核出術*6.....310,000円

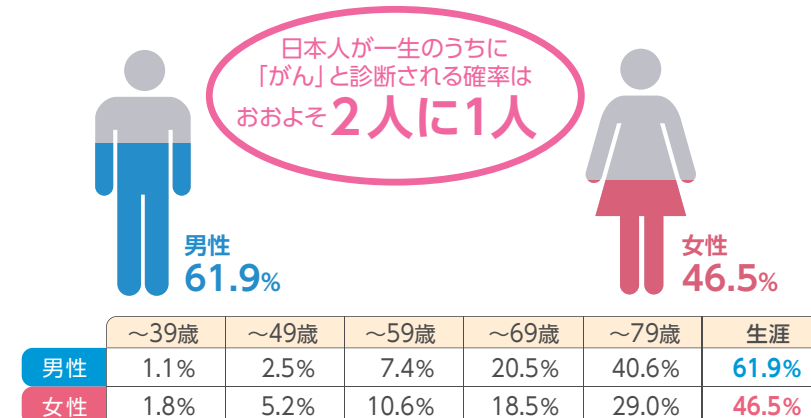
- *5 「先進医療」とは、公的医療保険適用前の新しい治療法の中でも、厚生労働大臣により保険医療との併用が認められている最先端の医療技術です。
- *6 上記の例は、令和2年3月時点で厚生労働大臣により定められている先進医療です。先進医療は随時見直されますので、最新の内容は厚生労働省のホームページでご確認ください。
- *7 「技術料（平均額）」は下記出典にもとづき算出（万円未満は切り上げ）しています。（療養の種類や医療機関によっても異なります。）
- 出典：令和元年12月13日中央社会保険医療協議会総会資料「令和元年6月30日時点で実施されていた先進医療の実績報告について」（平成30年7月1日～令和元年6月30日の実績報告）
- *8 70歳未満・年収（目安）約370万円～約770万円の場合。実際の自己負担額は年齢や所得によって異なります。
- *9 公的医療保険の対象となる医療費が1ヵ月（1日～末日）で一定額を超えた場合に、その超えた金額が支給される制度です。詳細はご加入の公的医療保険の窓口などにお問合わせください。
- ※公的医療保険制度の内容は令和2年3月時点の内容であり、将来変更される可能性があります。

知っておきたい、がん治療のこと

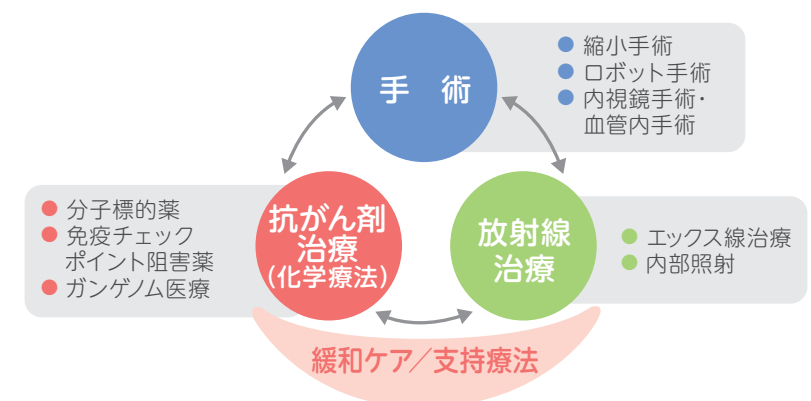
いまや、
2人に1人が
がんにかかる時代。

がんも生活習慣病のひとつ。決して不治の病ではなくなりつつあります。しかし、がんは再発・転移の可能性が残る怖い病気です。入退院を繰り返すケースも多いため、十分な保障が必要です。

■一生のうち「がん」と診断される確率（累積がん罹患リスク）



■3つの治療を組み合わせた「集学的治療」



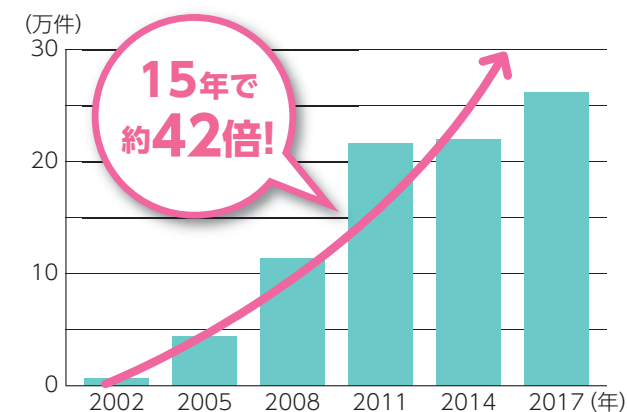
がん治療は変化しています。

「手術」「放射線治療」「抗がん剤治療（化学療法）」を効果的に組み合わせた“集学的治療”のアプローチがとられるようになってきており、がんによる疼痛等の緩和（緩和ケア）や治療に伴う副作用の緩和（支持療法）もがんの治療をサポートする重要な要素になってきています。中でも、近年、抗がん剤治療（化学療法）は重要な位置を占めるようになってきています。

入院しなくても受けられるがん治療が増えています。

「化学療法（抗がん剤治療）」は、厚生労働省による推進もあり、通院（外来）による治療が増えています。「手術」も鏡視下手術など身体へのダメージが小さいものは、入院しなくても受けられることがあります。

■通院（外来）による化学療法の実施件数



※診療報酬における外来化学療法加算の算定回数。
※上記のデータは各年の6月に審査された1ヵ月分の件数です。
出典：厚生労働省「社会医療診療行為別統計（旧：社会医療診療行為別調査）（2002年～2017年）」

入院保障保険とがん治療保険の 組み合わせで保障が充実します！

I 入院保障保険

手術給付特約・手術補完給付特約・先進医療給付特約(12)・死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)・無事故割引特則付入院保障保険(終身型 09)(60日型)

特長
1

病気・ケガによる**入院・手術を**
一生涯保障！

特長
2

ガンによる入院は何日でも保障！
再発・転移に備え、ガン入院は
日数無制限で保障！

特長
3

高額になりがちな**先進医療の**
技術料を全額保障*1！

*1 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。
給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

特長
4

保険料は**一生涯上がりません。**
さらに無事故に該当すれば
主契約の保険料が**最大50%割引！**

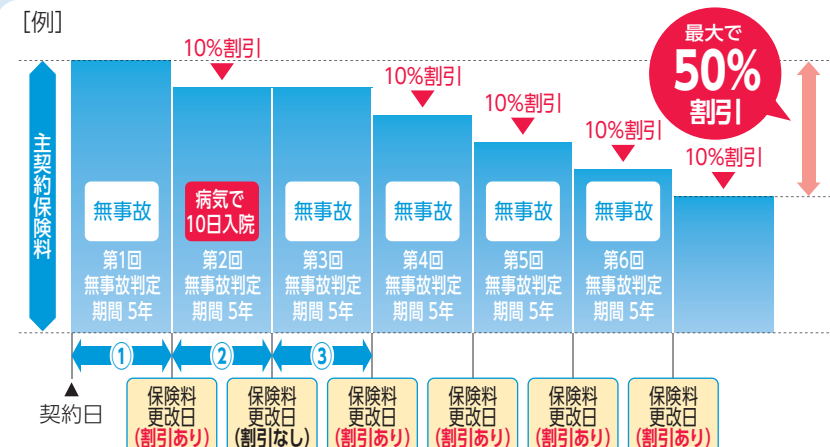
5年間の無事故判定期間内において無事故であれば、
以後の主契約の保険料を10%ずつ引きします。

無事故割引特則について

「無事故」とは、無事故判定期間中に次のいずれにも該当する場合をいいます。

- 主契約の**災害入院給付金**のお支払いがないか、または**災害入院給付金**のお支払日数が**通算5日未満**の場合。
- 主契約の**疾病入院給付金**および**ガン入院給付金**のお支払いがないか、または**疾病入院給付金**および**ガン入院給付金**のお支払日数が**通算5日未満**の場合。

※災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由の発生日から、その入院給付金のご請求をアクサ生命が受けた日までの間に保険料更改日がある場合で、その入院給付金のお支払いにより無事故に該当しないこととなったときは、そのご請求を受けた日の属する無事故判定期間の保険料を直前の無事故判定期間の保険料と同額にあらためます。



- ①第1回無事故判定期間で無事故に該当するので第2回無事故判定期間(②)の保険料を割引します。(割引回数は1回となります。)
- ②第2回無事故判定期間で無事故に該当しない入院があったため、第3回無事故判定期間(③)の保険料は第2回無事故判定期間の保険料と同額の保険料となります。(割引回数は1回のままです。)
- 以降、無事故に該当すれば、5回を限度に保険料を割引します。

保障内容 **重要** 保険期間・保険料払込期間：終身

	このようなときにお支払いします	お支払額	入院給付金日額 5,000円コース	入院給付金日額 10,000円コース
			1日につき 5,000円	1日につき 10,000円
基本プラン	病気で入院 主契約	ガン以外の 病気 により 入院 したとき 日帰り入院*2 から保障	疾病入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、 通算1,095日限度	
	ケガで入院 主契約	ケガ により 入院 したとき 日帰り入院*2 から保障	災害入院給付金 入院給付金日額×入院日数 1入院60日限度、 通算1,095日限度	
	ガンで入院 主契約	ガン により 入院 したとき 日帰り入院*2 から保障	ガン入院給付金 入院給付金日額×入院日数 お支払日数無制限	
	手術 手術給付特約 手術補完給付特約*3	[手術給付特約] 手術 を受けたとき (対象となる手術(88種類)*4 別表 参照)	手術給付金 手術給付金日額*5×40・20・10	手術の種類に応じて、 1回につき 20・10・5万円
		[手術補完給付特約] 手術 または 放射線治療 (新生物根治放射線照射) を受けたとき ※手術給付特約の手術給付金 が支払われる場合を除きます。	手術補完給付金 手術補完給付金日額*5×5 放射線治療は60日に1回限度	手術の種類に応じて、 1回につき 40・20・10万円
	先進医療 先進医療給付特約(12)	先進医療*6による療養を受けたとき	先進医療給付金 1回の療養につき 1,000万円限度、 通算2,000万円限度	1回の療養につき 先進医療にかかる技術料と同額*7
		先進医療給付金の支払われる 療養を受けたとき	先進医療一時金	1回の療養につき 15万円
一生涯保障	保険料を割引 無事故割引特則	無事故判定期間(5年間)内に 無事故に該当したとき		1回につき 主契約保険料の10%を割引 最大5回／50%割引

さらに **ご利用いただけます。**



アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

詳しくは裏表紙へ

- *2 日帰り入院(入院日数が1日)とは、入院日と退院日
- *3 手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には
- *4 対象となる手術(88種類)については、「ご契約
- *5 手術給付金日額・手術補完給付金日額は、主契約
- *6 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範
- *7 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合

※無事故割引特則および先進医療給付特約(12)に

※給付金などのお支払いにはアクサ生命所

別表 〈手術給付倍率表〉

対象となる手術(88種類)	手術給付金日額に 対する給付倍率
●頭蓋内観血手術、胃切除術、悪性新生物根治手術など(13種類)	40倍
●四肢切断術、甲状腺手術、腹膜炎手術、胸郭形成術など(45種類)	20倍
●虫垂切除術、ヘルニア根本手術、新生物根治放射線照射*など(30種類)	10倍

* 50グレイ以上の照射で、60日に1回のみのお支払いとなります。

が同一の日である場合のことをいい、入院基本料の支払いの有無などを参考にしてアクサ生命が判断いたします。
付加されません。
約のしおり・約款をご覧ください。
の入院給付金日額と同額です。
困には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、

など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、先進医療給付特約(12)からのお支払いはありません。
ついては、入院給付金日額 5,000円コース、10,000円コースにかかわらず、**一律記載の割合・金額となります。**

定の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

(令和2年4月現在、単位:円)

入院給付金日額 5,000円コース					入院給付金日額 10,000円コース				
契約 年 齢	基本プラン	無事故割引回数 5回到達後	基本プラン	無事故割引回数 5回到達後	基本プラン	無事故割引回数 5回到達後	基本プラン	無事故割引回数 5回到達後	
	男性		女性		男性		女性		
0歳	1,275	(828)	1,310	(850)	—	(—)	—	(—)	
1歳	1,270	(828)	1,305	(850)	—	(—)	—	(—)	
2歳	1,270	(833)	1,300	(848)	—	(—)	—	(—)	
3歳	1,260	(828)	1,295	(848)	—	(—)	—	(—)	
4歳	1,260	(830)	1,300	(853)	—	(—)	—	(—)	
5歳	1,265	(835)	1,315	(865)	—	(—)	—	(—)	
6歳	1,275	(845)	1,330	(875)	—	(—)	—	(—)	
7歳	1,290	(855)	1,355	(893)	—	(—)	—	(—)	
8歳	1,310	(870)	1,380	(908)	—	(—)	—	(—)	
9歳	1,330	(883)	1,405	(925)	—	(—)	—	(—)	
10歳	1,525	(1,070)	1,635	(1,148)	—	(—)	—	(—)	
11歳	1,555	(1,090)	1,670	(1,173)	—	(—)	—	(—)	
12歳	1,585	(1,110)	1,705	(1,195)	—	(—)	—	(—)	
13歳	1,615	(1,130)	1,740	(1,220)	—	(—)	—	(—)	
14歳	1,650	(1,155)	1,770	(1,240)	—	(—)	—	(—)	
15歳	1,685	(1,178)	1,805	(1,265)	3,260	(2,245)	3,500	(2,420)	
16歳	1,710	(1,193)	1,835	(1,285)	3,310	(2,275)	3,560	(2,460)	
17歳	1,745	(1,215)	1,870	(1,310)	3,380	(2,320)	3,630	(2,510)	
18歳	1,780	(1,238)	1,905	(1,335)	3,450	(2,365)	3,700	(2,560)	
19歳	1,810	(1,258)	1,940	(1,358)	3,510	(2,405)	3,770	(2,605)	
20歳	1,845	(1,280)	1,980	(1,385)	3,580	(2,450)	3,850	(2,660)	
21歳	1,895	(1,315)	2,015	(1,413)	3,680	(2,520)	3,920	(2,715)	
22歳	1,935	(1,340)	2,050	(1,435)	3,760	(2,570)	3,990	(2,760)	
23歳	1,970	(1,363)	2,090	(1,465)	3,830	(2,615)	4,070	(2,820)	
24歳	2,010	(1,388)	2,125	(1,488)	3,910	(2,665)	4,140	(2,865)	
25歳	2,060	(1,420)	2,160	(1,513)	4,010	(2,730)	4,210	(2,915)	
26歳	2,105	(1,450)	2,195	(1,538)	4,100	(2,790)	4,280	(2,965)	
27歳	2,150	(1,478)	2,220	(1,553)	4,190	(2,845)	4,330	(2,995)	
28歳	2,200	(1,508)	2,260	(1,580)	4,290	(2,905)	4,410	(3,050)	
29歳	2,245	(1,535)	2,285	(1,598)	4,380	(2,960)	4,460	(3,085)	
30歳	2,295	(1,565)	2,320	(1,623)	4,480	(3,020)	4,530	(3,135)	
31歳	2,350	(1,600)	2,355	(1,648)	4,590	(3,090)	4,600	(3,185)	
32歳	2,400	(1,630)	2,380	(1,665)	4,690	(3,150)	4,650	(3,220)	
33歳	2,465	(1,670)	2,420	(1,693)	4,820	(3,230)	4,730	(3,275)	
34歳	2,525	(1,708)	2,460	(1,720)	4,940	(3,305)	4,810	(3,330)	
35歳	2,580	(1,740)	2,500	(1,745)	5,050	(3,370)	4,890	(3,380)	
36歳	2,650	(1,783)	2,545	(1,775)	5,190	(3,455)	4,980	(3,440)	
37歳	2,710	(1,818)	2,595	(1,810)	5,310	(3,525)	5,080	(3,510)	
38歳	2,785	(1,865)	2,645	(1,843)	5,460	(3,620)	5,180	(3,575)	
39歳	2,855	(1,908)	2,705	(1,883)	5,600	(3,705)	5,300	(3,655)	
40歳	2,930	(1,953)	2,760	(1,918)	5,750	(3,795)	5,410	(3,725)	
41歳	3,010	(2,003)	2,830	(1,965)	5,910	(3,895)	5,550	(3,820)	
42歳	3,100	(2,060)	2,885	(2,000)	6,090	(4,010)	5,660	(3,890)	
43歳	3,180	(2,110)	2,955	(2,045)	6,250	(4,110)	5,800	(3,980)	
44歳	3,265	(2,160)	3,035	(2,098)	6,420	(4,210)	5,960	(4,085)	
45歳	3,355	(2,215)	3,115	(2,150)	6,600	(4,320)	6,120	(4,190)	
46歳	3,445	(2,270)	3,195	(2,203)	6,780	(4,430)	6,280	(4,295)	
47歳	3,550	(2,338)	3,275	(2,253)	6,990	(4,565)	6,440	(4,395)	
48歳	3,650	(2,400)	3,360	(2,305)	7,190	(4,690)	6,610	(4,500)	
49歳	3,745	(2,455)	3,445	(2,360)	7,380	(4,800)	6,780	(4,610)	
50歳	3,860	(2,528)	3,540	(2,423)	7,610	(4,945)	6,970	(4,735)	
51歳	3,965	(2,593)	3,635	(2,483)	7,820	(5,075)	7,160	(4,855)	
52歳	4,085	(2,668)	3,735	(2,545)	8,060	(5,225)	7,360	(4,980)	
53歳	4,210	(2,745)	3,835	(2,610)	8,310	(5,380)	7,560	(5,110)	
54歳	4,335	(2,820)	3,950	(2,683)	8,560	(5,530)	7,790	(5,255)	
55歳	4,480	(2,910)	4,065	(2,758)	8,850	(5,710)	8,020	(5,405)	
56歳	4,630	(3,003)	4,175	(2,828)	9,150	(5,895)	8,240	(5,545)	
57歳	4,775	(3,090)	4,305	(2,910)	9,440	(6,070)	8,500	(5,710)	
58歳	4,930	(3,185)	4,435	(2,993)	9,750	(6,260)	8,760	(5,875)	
59歳	5,095	(3,288)	4,560	(3,070)	10,080	(6,465)	9,010	(6,030)	
60歳	5,260	(3,390)	4,705	(3,163)	10,410	(6,670)	9,300	(6,215)	
61歳	5,425	(3,490)	4,850	(3,253)	10,740	(6,870)	9,590	(6,395)	
62歳	5,600	(3,598)	5,010	(3,353)	11,090	(7,085)	9,910	(6,595)	
63歳	5,785	(3,713)	5,175	(3,455)	11,460	(7,315)	10,240	(6,800)	
64歳	5,955	(3,815)	5,340	(3,555)	11,800	(7,520)	10,570	(7,000)	
65歳	6,150	(3,935)	5,520	(3,665)	12,190	(7,760)	10,930	(7,220)	
66歳	6,350	(4,055)	5,700	(3,770)	12,590	(8,000)	11,290	(7,430)	
67歳	6,545	(4,173)	5,885	(3,880)	12,980	(8,235)	11,660	(7,650)	
68歳	6,755	(4,298)	6,070	(3,988)	13,400	(8,485)	12,030	(7,865)	
69歳	6,965	(4,420)	6,250	(4,090)	13,820	(8,730)	12,390	(8,070)	
70歳	7,190	(4,550)	6,445	(4,203)	14,270	(8,990)	12,780	(8,295)	
71歳	7,415	(4,680)	6,630	(4,308)	—	(—)	—	(—)	
72歳	7,640	(4,808)	6,815	(4,408)	—	(—)	—	(—)	
73歳	7,870	(4,935)	7,000	(4,510)	—	(—)	—	(—)	
74歳	8,100	(5,063)	7,185	(4,608)	—	(—)	—	(—)	
75歳	8,325	(5,183)	7,360	(4,700)	—	(—)	—	(—)	

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※基本プランの保険料には、主契約、手術給付特約、手術補完給付特約、先進医療給付特約(12)の保険料が含まれています。(手術補完給付特約は、契約年齢9歳以下の方には付加されません。したがって契約年齢0歳から9歳までの基本プランの保険料には、手術補完給付特約の保険料は含まれておりません。)

ご 契 約 日 お よ び 責 任 開 始 期	令和2年10月1日です。 ●責任開始に関するご注意…このご契約には集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が適用されますので、上記契約日より保険契約上の責任が開始されます。 ※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただきます。
お申込み資格 お よ び 取 扱 範 囲・ 契 約 限 度	●お申込み資格 一般財団法人長崎県職員互助会の会員かつ、長崎県職員連合労働組合の組合員・配偶者および同居または生計を一にするご家族(子ども・父母)で、ご契約日における満年齢が0歳から75歳までの方とします。配偶者・子ども・父母のみを被保険者とするご契約も可能です。 ※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごとに医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。 ●取扱範囲 「入院給付金日額 5,000円コース」「入院給付金日額 10,000円コース」よりお選びください。 ※契約年齢が14歳までの方および71歳から75歳までの方は「入院給付金日額 10,000円コース」のご契約はできません。 ※「手術補完給付特約」は、契約年齢が9歳以下の方には付加されません。 契約限度……アクサ生命引受けの他のご契約の通算引受限度により、ご契約いただける入院給付金日額が制限される場合があります。
告知について	ご契約に際しては、各被保険者について下記告知事項をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄にある「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲んでいただきます。 ア. 申込日現在、病気やけがで入院中、または入院か手術をすすめられていますか イ. 申込日より過去1年以内に病気で、継続して10日以上入院をしたことがありますか ウ. 申込日現在、妊娠していますか ※「継続して10日以上入院」とは、1日も途切れずに連続して10日以上入院された場合をいいます。ただし、退院後、別の病院へ転院した場合や同一病院で転科した場合でも、入院日数が連続して10日以上であれば、上記「イ」に該当することとなります。 ※告知事項の詳細および注意事項については、重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)に記載の「告知について」「保険金などが支払われない場合について」を必ずご確認ください。なお、告知がすべて「いいえ」の場合でも、アクサ生命の過去の契約状況などを総合的に判断した結果、お引受けができないことがございますので、ご了承ください。 ※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として責任開始期以後にお支払事由に該当した場合に限りです。ご契約いただける方であっても、責任開始期前に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因として入院・手術などをされたときでも責任開始期からその日を含めて2年を経過した後に開始した入院・手術などについては、責任開始期以後の原因によるものとみなして、給付金などをお支払いします。
保険期間および 保険料払込期間	終身
保 険 料 の 払 込 方 法	保険料は集団扱月払とし、毎月の給与より控除します。(第1回は令和2年10月の給与より控除します。)
給付金などの 受 取 人	給付金などの受取人…被保険者
代理請求特約 に つ い て	ご契約者が被保険者の同意を得て、代理請求特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかの要件を満たしている方が、給付金などを請求することができます。 ①死亡保険金の受取人 ②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合) ③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合) ※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。
税務のお取扱い (令和2年3月現在)	●給付金など 非課税です。(所得税基本通達9-21) ●保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)
退職後のお取扱い	退職後も、所定の手続きにより個人扱(口座振替扱)で一生涯保障を継続することができます。 その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

給付金などの支払事由と支払限度などについて

重 要

入院保障保険

	給付金名	お支払事由	お支払金額	お支払限度
主 契 約	疾病入院給付金	所定のガン以外の疾病により1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院… 60日 通 算…1,095日
	災害入院給付金	所定の不慮の事故により180日以内に開始した1日以上入院をされたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院… 60日 通 算…1,095日
	ガン入院給付金	所定のガンにより1日以上入院されたとき	入院給付金日額×入院日数	1入院…支払日数無制限 通 算…支払日数無制限
手 術 給 付 特 約	手 術 給 付 金	治療を直接の目的として所定の手術を受けられたとき	手術給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×40・20・10(手術の種類に応じて)	一部の手術を除きお支払限度はありません*1
手術補完給付特約	手術補完給付金	治療を直接の目的として、所定の手術または所定の放射線治療(新生物根治放射線照射)を受けられたとき(ただし、手術給付特約の手術給付金が支払われる場合*2を除きます。)	手術補完給付金日額(主契約入院給付金日額と同額)×ご契約時に定めた給付倍率(5倍)	お支払限度はありません
先 進 医 療 給 付 特 約 (12)	先進医療給付金	所定の先進医療による療養を受けられたとき(ただし、先進医療にかかる技術料*3が[0]の場合を除きます。)	先進医療にかかる技術料*3と同額	1回の療養につき1,000万円、通算2,000万円
	先進医療一時金	先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたとき	1回の療養につき15万円	――

- *1 一部の手術（ファイバースコープによる手術など）は60日に1回のみのお支払いとなります。
- *2 60日に1回の給付を限度としているために手術給付金がお支払されない場合を含みます。
- *3 被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。
- 給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故または発病された疾病を直接の原因とした場合に限りです。

■主契約について

- 災害入院給付金、疾病入院給付金またはガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、その重複した期間については、次のとおり取扱います。
 - ・災害入院給付金と疾病入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、災害入院給付金がお支払される期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
 - ・災害入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金がお支払される期間については、災害入院給付金はお支払いしません。
 - ・疾病入院給付金とガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金がお支払される期間については、疾病入院給付金はお支払いしません。
 - ・災害入院給付金、疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払事由が重複して生じた場合には、ガン入院給付金がお支払される期間については、災害入院給付金および疾病入院給付金はお支払いしません。
- 同一の不慮の事故を直接の原因として、不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に開始した入院が2回以上ある場合は、1回の入院とみなします。
- 所定のガン以外の同一の疾病を直接の原因として、2回以上入院された場合は、1回の入院とみなします。ただし、疾病入院給付金がお支払されることになった最後の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日を経過した後に開始した入院は、別の入院として取扱います。

■手術給付特約について

- 同一の日に2つ以上の手術を受けられたときは、給付倍率の高いいずれか1つの手術についてのみ手術給付金をお支払いします。
- 屈折矯正手術(近視矯正手術など)および調節異常矯正手術(遠視矯正手術など)については、お支払いの対象となりません。

■手術補完給付特約について

- 同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する複数の手術または放射線治療を受けられたときは、いずれか1つの手術または放射線治療についてのみ、手術補完給付金をお支払いします。
- 同一の日に手術補完給付金のお支払事由に該当する手術および放射線治療を受けられたときは、手術または放射線治療いずれかについてのみ、手術補完給付金をお支払いします。
- 手術補完給付金のお支払事由に該当する手術または放射線治療と、手術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当する手術を同一の日に受けられた場合は、手術補完給付金はお支払いしません。
- 所定の放射線治療を受けられ手術補完給付金がお支払される場合は、その施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とします。
- 手術補完給付金をお支払いした後に、手術給付特約の手術給付金のお支払事由に該当することとなった場合は、手術給付金をお支払いします。この場合、手術補完給付金のお支払事由に該当しなかったものとしてお取り扱いし、すでに支払われた手術補完給付金との差額があれば、その差額をお支払いします。
- 手術給付特約を解約された場合、この特約も同時に解約となります。
- 所定の手術は、治療を直接の目的とし、医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限りです。(美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、治療を直接の目的とした手術には該当しません。)(対象外の手術)(1)創傷処理 (2)皮膚切開術 (3)デブリードマン (4)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定

- 術および授動術 (5)外耳道異物除去術 (6)鼻内異物摘出術 (7)抜歯手術
- アクサ生命は、診療報酬点数表の改正により、手術料の算定される手術の種類が変更される場合など、この契約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の特約条項(手術補完給付金のお支払事由に関するもの)に限りします。)

■先進医療給付特約(12)について

- 所定の先進医療とは、健康保険法などの公的医療保険制度にもとづく「評価療養」のうち、「高度の医療技術を用いた療養その他の療養」として厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」(以下「先進医療」)をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。ただし「先進医療」の取扱いが認められた保険医療機関で「先進医療」と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が「先進医療」として実施されたものでない場合には、この特約による給付対象とはなりません。
- 給付対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は、厚生労働大臣の認定が適宜見直されることに伴い変更となる場合があります。また「先進医療」にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
- ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合や医療技術などが見直され先進医療でなくなっている場合は、この特約からのお支払いはありません。
- 先進医療の種類およびその取扱保険医療機関については、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。先進医療にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連の先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなして、先進医療給付金をお支払いします。なお、この場合、最初にその先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときに先進医療一時金のお支払事由に該当したものとみなして、先進医療一時金をお支払いします。
- 先進医療給付金のお支払いがお支払限度(通算2,000万円)に達したときは、この特約は消滅します。
- アクサ生命は、法令などが改正された場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこの特約の特約条項(給付金のお支払事由に関するもの)に限りします。)

■死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)について

- このご契約は、死亡保険金不担保特約(入院保障保険(終身型 09)用)が付加されておりますので、死亡保険金がお支払いの対象外となります。そのため、死亡保険金の給付にかかわる保険料が、主契約の保険料から差し引かれています。
- この特約のみの解約はできません。

■無事故割引特則について

- この特則において「無事故」とは、無事故判定期間中に、次のいずれにも該当する場合のことをいいます。
 - ・災害入院給付金のお支払いがないか、または災害入院給付金のお支払日数が通算して5日未満の場合
 - ・疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払いがないか、または疾病入院給付金およびガン入院給付金のお支払日数が通算して5日未満の場合

- 保険料更改日は、ご契約日から起算して5年ごとの年単位の契約当日となります。ご契約日または保険料更改日から起算して5年間は無事故判定期間といえます。
- 5年間の無事故判定期間において無事故と判定された場合、以後の主契約の保険料を割引きます。
- この特則の1回あたりの割引額は【契約時の主契約保険料×10%】となります。
- この特則の割引回数とは、契約日から各保険料更改日までの間に無事故と判定された回数をいい、5回を限度とします。
- 災害入院給付金または疾病入院給付金のお支払日数が通算して1,095日に達したときは、以後の保険料はその時点の保険料を適用いたします。
- 特約保険料はこの特則の適用対象になりません。
- この特則のみの解約はできません。

■払いもどし金について

- この保険は主契約の保険料払込期間中の払いもどし金がないしくみの保険です。このご契約は主契約の保険料払込期間が終身のため払いもどし金がありません。
- この保険の特約の払いもどし金はありません。

■保険料払込免除について

- 次の場合に保険料のお払込みを免除します。
 - ・責任開始期以後の傷害、疾病または所定のガンによって所定の高度障害状態に該当されたとき
 - ・責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当されたとき

保険料払込免除の対象となる高度障害状態

- 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 3.中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 4.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 5.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 6.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 7.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込免除の対象となる不慮の事故による障害状態

- 1.1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 2.両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 3.脊椎に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- 4.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 5.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 6.10手指の用を全く永久に失ったもの
- 7.1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 8.10足指を失ったもの

■代理請求特約について

- 代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除を請求できない所定の事情がある場合に、保険金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)
- 代理請求人となられる方(複数の場合は全員)に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。
- アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」を必ずご覧ください。

Ⅱ ガン治療保険

上皮内新生物治療給付特約付ガン治療保険(無解約払いもどし金型)

さまざまなガン治療を
しっかり保障する保険です。

特長
1

ガンの主な治療方法、
「手術」・「放射線治療」・
「化学療法(抗がん剤治療)」を保障！

「手術」「放射線治療」は
上皮内新生物も
保障します。

特長
2

手術後に合併症を発症する可能性が高い
特定のガンの手術を受けられた場合は、
「ガン特定手術サポート給付金」を
プラス！

特長
3

ガンによる疼痛などの緩和を目的とした
「緩和ケア(緩和療養)」を保障！

特長
4

ガン先進医療給付特約(12)の付加により、
高額になりがちなガンの先進医療の
技術料を全額保障*1！

*1 1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度。
給付対象となる医療行為や医療機関の範囲には制限があります。

特長
5

待ち期間*2がなく、
ご契約時(責任開始期)から
すぐに保障が始まります。

*2 待ち期間とは責任開始期以後であっても保障されない期間をいいます。

さらに

アクサ
メディカル
アシスタンス
サービス

詳しくは裏表紙へ

保障内容 **重要** 保険期 間・保険料払込期間：10年

※エコノミーコースは契約年齢45歳からお申込みすることができます。

このようにときにお支払いします		お支払額		
		標準コース 基本給付金額 10万円の場合	充実コース 基本給付金額 15万円の場合	エコノミーコース 基本給付金額 5万円の場合
基本プラン	ガン手術 (ガン手術給付金)	1回につき 20万円	1回につき 30万円	1回につき 10万円
	特定のガン手術 (ガン特定手術サポート給付金)	1回につき 20万円	1回につき 30万円	1回につき 10万円
	ガン放射線治療 (ガン放射線治療給付金)	1回につき 20万円	1回につき 30万円	1回につき 10万円
	化学療法 (抗がん剤治療) (化学療法給付金)	1回につき 10万円	1回につき 15万円	1回につき 5万円
	緩和ケア (緩和療養給付金)	1回につき 10万円	1回につき 15万円	1回につき 5万円
特約	上皮内 新生物手術 (上皮内新生物手術給付金)	1回につき 20万円	1回につき 30万円	1回につき 10万円
	上皮内新生物 放射線治療 (上皮内新生物放射線治療給付金)	1回につき 20万円	1回につき 30万円	1回につき 10万円



特約を付加することで、保障をさらに 充実させることができます。(任意付加)

任意付加	ガン先進医療 (ガン先進医療給付金)	ガンにより先進医療*6による 療養を受けたとき (1回の療養につき1,000万円限度、通算2,000万円限度)	1回の療養につき 先進医療にかかる 技術料と同額*7
	ガン先進医療 (ガン先進医療一時金)	ガン先進医療給付金の 支払われる療養を受けたとき	1回の療養につき 15万円

*3 ファイバースコープまたは血管・バスケットカテー

*4 上皮内新生物治療給付特約は、あらかじめ主契約

*5 特約基本給付金額は、主契約の基本給付金額と

*6 お支払いの対象となる医療行為や医療機関の範
この特約からのお支払いはありません。

*7 公的助成などにより自己負担額が発生しない場合

※給付金などのお支払いは、責任開始期以後に診断

※ガン先進医療給付特約(12)については、エコノ

※給付金などのお支払いにはアクサ生命所定

テルによる手術は除きます。

に付加されます。

同額です。

困には制限があります。先進医療の種類およびその取扱保険医療機関は適宜見直されるため、療養を受けた時点で先進医療でなくなっている場合、

など、先進医療にかかる技術料が「0」となる場合は、ガン先進医療給付特約(12)からのお支払いはありません。

確定された所定のガンまたは所定の上皮内新生物を直接の原因とした場合に限りです。

ミーコース(基本給付金額5万円)、標準コース(基本給付金額10万円)、充実コース(基本給付金額15万円)にかかわらず、一律、記載の金額となります。

の条件があります。詳しくは「重要事項説明書」「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。

入院保障保険

ガン治療保険

重要事項説明書
(契約概要・注意喚起情報)

90歳以降は一生保障

10年ごとに90歳まで自動更新

ご契約日(令和2年10月1日)現在の年齢による保険料が適用され、ご契約後10年間はその保険料は変わりません。ただし、退職後でもご契約を継続される場合は、集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。保険料の払込期間は、10年です。なお、契約年齢90歳となる契約応当日の前日まで自動更新となり、90歳時に終身型へ更新されます。

(令和2年4月現在、単位:円)

契約年齢	標準コース 基本給付金額 10万円		充実コース 基本給付金額 15万円		エコミーコース 基本給付金額 5万円			
	基本プラン							
	男性	女性	男性	女性	男性	女性		
5歳	1,040	1,050	1,560	1,575	エコミーコースは契約年齢45歳からお申込みすることができます。	エコミーコースは契約年齢45歳からお申込みすることができます。		
6歳	1,040	1,050	1,560	1,575				
7歳	1,040	1,060	1,560	1,590				
8歳	1,040	1,060	1,560	1,590				
9歳	1,040	1,060	1,560	1,590				
10歳	1,040	1,070	1,560	1,605				
11歳	1,040	1,080	1,560	1,620				
12歳	1,040	1,090	1,560	1,635				
13歳	1,040	1,090	1,560	1,635				
14歳	1,050	1,100	1,575	1,650				
15歳	1,050	1,110	1,575	1,665				
16歳	1,060	1,120	1,590	1,680				
17歳	1,060	1,120	1,590	1,680				
18歳	1,070	1,130	1,605	1,695				
19歳	1,070	1,140	1,605	1,710				
20歳	1,080	1,150	1,620	1,725				
21歳	1,080	1,170	1,620	1,755				
22歳	1,080	1,180	1,620	1,770				
23歳	1,090	1,200	1,635	1,800				
24歳	1,090	1,230	1,635	1,845				
25歳	1,100	1,260	1,650	1,890				
26歳	1,100	1,290	1,650	1,935				
27歳	1,110	1,340	1,665	2,010				
28歳	1,120	1,390	1,680	2,085				
29歳	1,140	1,460	1,710	2,190				
30歳	1,160	1,520	1,740	2,280				
31歳	1,190	1,600	1,785	2,400				
32歳	1,230	1,690	1,845	2,535				
33歳	1,260	1,790	1,890	2,685				
34歳	1,320	1,900	1,980	2,850				
35歳	1,380	2,010	2,070	3,015				
36歳	1,450	2,150	2,175	3,225				
37歳	1,510	2,280	2,265	3,420				
38歳	1,600	2,430	2,400	3,645				
39歳	1,680	2,590	2,520	3,885				
40歳	1,760	2,740	2,640	4,110				
41歳	1,850	2,890	2,775	4,335				
42歳	1,950	3,050	2,925	4,575				
43歳	2,030	3,200	3,045	4,800				
44歳	2,140	3,350	3,210	5,025				
45歳	2,240	3,500	3,360	5,250				
46歳	2,370	3,630	3,555	5,445			1,185	1,815
47歳	2,490	3,770	3,735	5,655			1,245	1,885
48歳	2,630	3,880	3,945	5,820			1,315	1,940
49歳	2,800	4,000	4,200	6,000			1,400	2,000
50歳	2,990	4,090	4,485	6,135	1,495	2,045		
51歳	3,200	4,190	4,800	6,285	1,600	2,095		
52歳	3,440	4,260	5,160	6,390	1,720	2,130		
53歳	3,710	4,330	5,565	6,495	1,855	2,165		
54歳	3,990	4,400	5,985	6,600	1,995	2,200		
55歳	4,290	4,460	6,435	6,690	2,145	2,230		
56歳	4,620	4,510	6,930	6,765	2,310	2,255		
57歳	4,960	4,560	7,440	6,840	2,480	2,280		
58歳	5,340	4,600	8,010	6,900	2,670	2,300		
59歳	5,710	4,640	8,565	6,960	2,855	2,320		
60歳	6,110	4,660	9,165	6,990	3,055	2,330		
61歳	6,510	4,680	9,765	7,020	3,255	2,340		
62歳	6,940	4,690	10,410	7,035	3,470	2,345		
63歳	7,360	4,690	11,040	7,035	3,680	2,345		
64歳	7,760	4,690	11,640	7,035	3,880	2,345		
65歳	8,120	4,690	12,180	7,035	4,060	2,345		

※契約年齢とは、ご契約日における被保険者の年齢のことをいいます。
※基本プランの保険料には、主契約、上皮内新生物治療給付特約の保険料が含まれています。基本プランの保険料のうち、上皮内新生物治療給付特約の保険料は基本給付金額5万円では全年齢男女一律5円、基本給付金額10万円では全年齢男女一律10円、基本給付金額15万円では全年齢男女一律15円です。
※更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。(例:30歳男性が上記基本プランの基本給付金額10万円(保険料1,160円)でご契約された場合、40歳で更新される際の更新後の保険料は1,760円となります。なお、この更新後の保険料は令和2年4月現在の保険料率で計算しております。)
※ガン先進医療給付特約(12)の保険料は、基本給付金額にかかわらず、一律記載の保険料となります。
※月額保険料が1,000円未満となるご契約はお取扱いできません。



特 約

ガン先進医療給付特約(12)

男女共通

64

(全年齢男女共通)

ご 契 約 日 お 責 任 開 始 期	令和2年10月1日です。 ●責任開始に関するご注意…このご契約には集団扱特約条項で定める「第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が適用されますので、上記契約日より保険契約上の責任が開始されます。 ※保険料は原則として毎月給与よりお払込みいただきます。
お 申 込 み 資 格 お よ び 取 扱 範 囲 ・ 契 約 限 度	●お申込み資格 一般財団法人長崎県職員互助会の会員かつ、長崎県職員連合労働組合の組合員・配偶者および同居または生計を一にするご家族(子ども・父母)で、ご契約日における満年齢が5歳から65歳までの方とします。配偶者・子ども・父母のみを被保険者とするご契約も可能です。 ※お子さまが医療機関などで受けた治療等について自治体ごと医療費助成制度を実施しています。詳しくはお住まいの自治体にご確認ください。 ●取扱範囲 エコミーコース(基本給付金額5万円)、標準コース(基本給付金額10万円)、充実コース(基本給付金額15万円)よりお選びください。 ※エコミーコースは契約年齢45歳からお申込みすることができます。 契約限度……アクサ生命引受けの他のご契約との通算引受限度により、ご契約が制限される場合があります。
告知について	ご契約に際しては各被保険者について、下記告知事項①～④をご確認のうえ、申込書兼告知書の被保険者告知欄について、「いいえ」または「はい」いずれか該当する方を必ず○で囲みお申込みください。 (告知事項①～④について一つでも「はい」がある場合は、この保険はお申込みいただけません。)また、告知義務違反があった場合は給付金のお支払いができなかったり、契約が解除となることがあります。 ＜告知事項＞ ①今までに、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)で、医師の診察・検査・治療・投薬・手術をうけたことや入院をしたことがありますか ②現在、入院していますか。もしくは、最近3ヵ月以内に、ガン・悪性新生物(肉腫・白血病・悪性リンパ腫・多発性骨髄腫を含みます)および上皮内新生物(上皮内ガン)で、医師の診察・検査(検査待ち期間を含みます)・治療・投薬をうけたことがありますか(疑いがあると医師に指摘されている場合も含みます) ③過去2年以内に、以下の病気で、医師の定期的な診察*1・検査*1をうけるように指導されたことや、医師の治療・投薬をうけたことがありますか 脳しゅよう*2・間質性肺炎・COPD(慢性閉塞性肺疾患)・肺線維症・じん肺・肺気腫・慢性肝炎*3・肝硬変・慢性アルコール性肝機能障害・NASH(非アルコール性脂肪肝炎)・肝線維症・肝炎ウィルスキャリア(B型またはC型)・非浸潤性乳管ガン(上皮内ガン)・かいよう性大腸炎・慢性腎炎・慢性腎不全・GIST(消化管間質しゅよう)*2・脾のう胞性しゅよう*2・膀胱しゅよう*2・子宮頸部異形成(高度異形成 CIN3)・子宮内膜異型増殖・卵巢境界悪性しゅよう・白板症・日光角化症(老人性角化腫)・色素性乾皮症・ボーエン病 *1 「診察・検査」には、治療終了後の経過観察のための診察待ち期間、検査待ち期間を含みます。 *2 悪性が否定されているもの。 *3 慢性肝炎には、肝炎が6ヵ月以上継続しているものも含みます。 ④過去2年以内に、健康診断(婦人科検診・特殊健康診断を含みます)・ガン検診・人間ドック・脳ドックをうけて、以下の検査で異常(要再検査・要精密検査・要治療を含みます)を指摘されたことがありますか。(再検査・精密検査の結果、ガン・悪性新生物・上皮内新生物(上皮内ガン)・異形成やその疑いが否定され診療終了となった場合は「いいえ」と告知してください。) 胸部レントゲン検査、胃部レントゲン検査(または内視鏡検査)、乳房レントゲン検査(マンモグラフィ検査)・腹部超音波検査、乳房超音波検査・CT検査・MRI検査・ PET検査・便潜血検査(または大腸内視鏡検査)、肝炎ウィルス検査(HBs抗原・HCV抗体)、腫瘍マーカー(CEA・AFP・CA19-9・PSA等)
保 険 期 間 お よ び 保 険 料 払 込 期 間	10年 ※保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、健康状態にかかわらず、ご契約は自動的に更新されます。更新後の保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。 ※更新後のご契約の保険期間満了の日の翌日における年齢が90歳を超えるときは、90歳となるまで保険期間を短縮してご契約を更新します。 ※90歳時には、保険期間・保険料払込期間を終身としてご契約は自動的に更新されます。給付金などのお支払限度は更新前後を通算します。
保 険 料 の 払 込 方 法	保険料は集団扱月払とし、毎月の給与より控除します。(第1回は令和2年10月の給与より控除します。)
給 付 金 な ど の 受 取 人	給付金などの受取人…被保険者
代 理 請 求 特 約 に つ い て	ご契約者が被保険者の同意を得て、代理請求特約を付加した場合、所定の給付金などの受取人が給付金などを請求できない所定の事情があるときに、給付金などの受取人に代わり、以下のいずれかの要件を満たしている方が、給付金などを請求することができます。 ①死亡保険金の受取人 ②被保険者の戸籍上の配偶者(①に該当する方がいない場合、または、①に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合) ③被保険者の3親等以内の親族(①②に該当する方がいない場合、または、①②に該当する方が代理請求をすることができない特別な事情がある場合) ※被保険者と同居、または、生計を一にしている方に限ります。
税 務 の お 取 扱 い (令和2年3月現在)	●給付金など 非課税です。(所得税基本通達9-21) ●保険料は生命保険料控除の対象となります。(所得税法76、地方税法34・314の2)
退 職 後 の お 取 扱 い	退職後も、所定の手続きにより個人扱(口座振替扱)で保障を継続することができます。 その際、保険料は集団扱による割引がなくなるため若干高くなります。

ガン治療保険

	名称	お支払事由	お支払額	お支払限度
主契約	ガン手術給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の手術を受けられたとき	基本給付金額×2	ありません
	ガン特定手術サポート給付金	保険期間中に、ガン手術給付金を支払われる手術のうち、以下の手術を受けられたとき (1)食道切除術および食道全摘出術 (2)胃切除術および胃全摘出術 (3)小腸切除術および小腸全摘出術 (4)結腸切除術および結腸全摘出術 (5)直腸切除術および直腸全摘出術 (6)肛門切除術および肛門全摘出術	基本給付金額×2	ありません
	ガン放射線治療給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の放射線治療を受けられたとき	基本給付金額× 2	60日に1回
	化学療法給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき	基本給付金額 (お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回)	通算60ヵ月
	緩和療養給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に次のいずれかに該当されたとき ①ガン性疼痛緩和を目的とした、所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき ②ガン性疼痛などの各種症状の緩和を目的とした、所定の緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をされたとき	基本給付金額 (お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回)	通算60ヵ月
上皮内新生物治療給付特約	上皮内新生物手術給付金	責任開始期以後に診断確定された所定の上皮内新生物を直接の原因として、保険期間中に所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の手術を受けられたとき	特約基本給付金額×2	ありません
	上皮内新生物放射線治療給付金	責任開始期以後に診断確定された所定の上皮内新生物を直接の原因として、保険期間中に所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の放射線治療を受けられたとき	特約基本給付金額×2	60日に1回
ガン先進医療給付特約(12)	ガン先進医療給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、保険期間中に所定のガンの治療を直接の目的とした所定の先進医療による療養を受けられたとき(ただし、先進医療にかかる技術料*が[0]の場合を除きます。)	先進医療にかかる技術料*と同額	1回の療養につき1,000万円、通算2,000万円
	ガン先進医療一時金	ガン先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたとき	1回の療養につき15万円	――

*被保険者が受けられた先進医療に対する被保険者の負担額として、保険医療機関によって定められた金額をいいます。

■主契約のガン手術給付金および上皮内新生物治療給付特約の上皮内新生物手術給付金について

- ガン手術給付金のお支払対象となる所定の手術は、次のいずれかに該当する手術に限ります。
 - 公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術であること
 - 医科診療報酬点数表によって輸血料の算定対象として列挙されている施術のうち、造血幹細胞移植であること
- 上皮内新生物手術給付金のお支払対象となる所定の手術は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術に限ります。
- 医科診療報酬点数表に手術料の算定対象として列挙されている手術であっても、所定のガンの治療を直接の目的とした手術でなければガン手術給付金の、所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした手術でなければ上皮内新生物手術給付金のお支払対象となりません。
- ガン手術給付金のお支払対象となる手術については、所定のガンの治療を直接の目的とした手術であるものに限ります。上皮内新生物手術給付金のお支払対象となる手術については、所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした手術であるものに限ります。美容整形上の手術、診断・検査(生検、腹腔鏡検査など)のための手術などは、治療を直接の目的とした手術には該当しません。
- 同一の日にガン手術給付金のお支払事由に該当する手術を複数回受けた場合は、いずれか1つの手術についてのみ、ガン手術給付金をお支払いします。同一の日に上皮内新生物手術給付金のお支払事由に該当する手術を複数回受けた場合は、いずれか1つの手術についてのみ、上皮内新生物手術給付金をお支払いします。
- 所定のガンおよび所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした手術であっても、以下の手術は対象外となります。

(1)創傷処理 (2)皮膚切開術 (3)デブリードマン
(4)骨、軟骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術
(5)外耳道異物除去術 (6)鼻内異物摘出術 (7)抜歯手術

- 同一の手術を複数回受けた場合で、かつ、その手術が医科診療報酬点数表において一連の治療過程に連続して受けた場合でも手術料が1回のみ算定されるものとして定められている手術に該当するときは、それらの手術については、いずれか1つの手術についてのみお支払いします。

■主契約のガン特定手術サポート給付金について

※ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除きます。

■主契約のガン放射線治療給付金および上皮内新生物治療給付特約の上皮内新生物放射線治療給付金について

- ガン放射線治療給付金および上皮内新生物放射線治療給付金のお支払対象となる所定の放射線治療は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療に限ります。

■主契約の化学療法給付金について

- 化学療法給付金のお支払対象となる所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院に限ります。
- 所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が公的医療保険制度の給付対象となる場合に限り、化学療法給付金をお支払いします。
- 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、被保険者が当該処方せんにもとづいて抗がん剤の支給を受けた場合に限り化学療法給付金をお支払いします。

※通院には、往診を含みます。

※抗がん剤による治療を受けられる予定または受けられた場合で、投与される抗がん剤が化学療法給付金のお支払対象となる抗がん剤であるかご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

■主契約の緩和療養給付金について

- 緩和療養給付金のお支払対象となる所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表または歯科診療報酬点数表によって疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院に限ります。
- 緩和療養給付金のお支払対象となる所定の緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算もしくは有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院は、公的医療保険制度にもとづく医科診療報酬点数表によって緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算もしくは有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院に限ります。
- 所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料もしくは処方せん料または緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算もしくは有床診療所緩和ケア診療加算が公的医療保険制度の給付対象となる場合に限り、緩和療養給付金をお支払いします。
- 薬剤料が算定されず、かつ、処方せん料が算定される通院については、被保険者が当該処方せんにもとづいて所定の疼痛緩和薬の支給を受けた場合に限り緩和療養給付金をお支払いします。

※通院には、往診を含みます。

※疼痛緩和薬による治療を受けられる予定または受けられた場合で、投与される疼痛緩和薬が緩和療養給付金のお支払対象となる疼痛緩和薬であるかご不明な場合は、アクサ生命の営業店または本社にお問合わせください。

■ガン先進医療給付特約(12)について

- 所定の先進医療とは、健康保険法などの公的医療保険制度にもとづく「評価療養」のうち、「高度の医療技術を用いた療養その他の療養」として厚生労働大臣が定める「先進医療による療養」(以下「先進医療」)をその取扱いが認められた保険医療機関で受けられた場合を指します。ただし「先進医療」の取扱いが認められた保険医療機関で「先進医療」と同様の療養を受けられても、当該医療機関の判断によりその療養が「先進医療」として実施されたものでない場合には、この特約による給付対象とはなりません。
- 給付対象となる「先進医療」の種類およびその取扱保険医療機関は、厚生労働大臣の認定が適宜見直されることに伴い変更となることがあります。また「先進医療」にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
- ご契約時点で先進医療に該当していた場合でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の給付対象となっている場合や医療技術などが見直され先進医療でなくなっている場合は、この特約からのお支払いはありません。
- 先進医療の種類およびその取扱保険医療機関については、厚生労働省のホームページでご確認いただけます。先進医療にかかる技術料は取扱保険医療機関によって異なります。
- 同一の先進医療において複数回にわたって一連のガン先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときは、それらの一連の療養を1回の療養とみなして、ガン先進医療給付金をお支払いします。なお、この場合、最初にそのガン先進医療給付金のお支払事由に該当する療養を受けられたときにガン先進医療一時金のお支払事由に該当したものとみなして、ガン先進医療一時金をお支払いします。
- ガン先進医療給付金のお支払いがお支払限度(通算2,000万円)に達したときは、この特約は消滅します。

■自動更新について

- 保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、ご契約は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。(保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)
- 更新後のご契約の基本給付金額および保険期間は更新前のご契約のものと同一とします。
- 更新後のご契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるときは、保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるまで保険期間を短縮してご契約を更新します。また、更新前のご契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるときに、更新後のご契約の保険期間を終身としてご契約を更新します。この場合、更新後のご契約の保険料払込期間は終身とします。

■払いもどし金について

- この保険には払いもどし金はありません。

■保険料払込免除について

- 次の場合には保険料のお払込みを免除します。
 - 責任開始期以後の傷害または疾病によって所定の高度障害状態に該当されたとき
 - 責任開始期以後に発生した所定の不慮の事故を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当されたとき

保険料払込免除の対象となる高度障害状態

- 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- 言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

保険料払込免除の対象となる不慮の事故による身体障害の状態

- 1眼の視力を全く永久に失ったもの
- 両耳の聴力を全く永久に失ったもの
- 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの
- 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの
- 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの
- 10手指の用を全く永久に失ったもの
- 10足指を失ったもの

■代理請求特約について

- 代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金などについて、受取人が請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除を請求できない所定の事情がある場合に、保険金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人が請求することができます。(詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。)

- アクサ生命は、診療報酬点数表の改正により、手術料の算定される手術の種類が変更される場合など、このご契約の給付にかかわる公的医療保険制度の変更が行われた場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かってこのご契約の普通保険約款(給付金のお支払事由に関するものに限ります。)を変更することがあります。
- アクサ生命は、法令などが改正された場合で特に必要と認めたときは、主務官庁の認可を得て、将来に向かって上皮内新生物治療給付特約およびガン先進医療給付特約(12)の特約条項(給付金のお支払事由に関するものに限ります。)を変更することがあります。

- この保険には、契約者貸付・保険料の立替・払済保険への変更のお取扱いはありません。
- この保険には、満期保険金・契約者配当金はありません。
- アクサ生命の担当者(生命保険募集人)は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。
- ご契約の際には、「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報・その他重要なお知らせ)」を必ずご覧ください。

重要事項説明書

入院保障保険（終身型 09）

この「重要事項説明書〈契約概要・注意喚起情報〉」は、お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載しています。ご契約前に必ずお読みください。

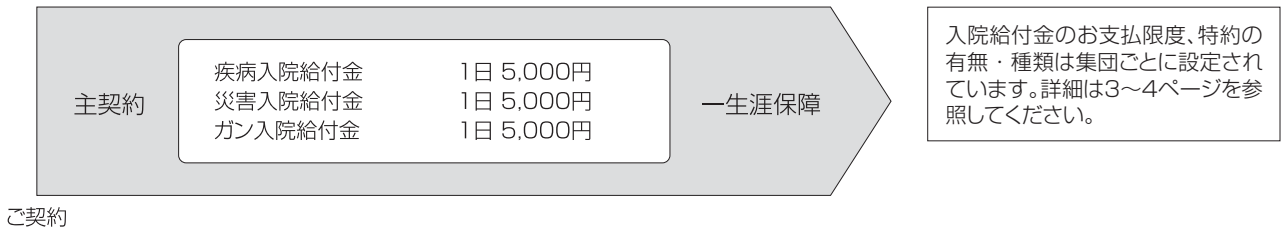
※必ずパンフレットの該当箇所 **重要** を参照し、お取扱いの詳細を確認してください。

〈契約概要〉

「重要事項説明書〈契約概要〉」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■商品の仕組

保険商品の名称 入院保障保険（終身型 09）
特 徴 病気やケガによる入院を終身保障する商品です。
仕組図 【入院給付金日額 5,000円の場合】



■保険期間

保険期間は、終身です。

■主なお支払事由とお支払限度

入院保障保険（終身型 09）の主なお支払事由とお支払限度は3～4ページおよび7ページをご確認ください。

■保険料払込免除について

被保険者が傷害、疾病または所定のガンによって所定の高度障害状態に該当された場合、または所定の不慮の事故を直接の原因として、所定の不慮の事故の日からその日を含めて180日以内に所定の障害状態に該当された場合、以後の保険料払込を免除します。ご契約はそのまま継続いただけます。

■引受保険金額について

主契約の入院給付金日額は5,000円または10,000円とします。

■保険料について

保険料は集団扱月払とします。保険料は5ページをご確認ください。
保険料は集団を通じて所定の方法により払込んでいただけます。
集団から脱退後、当該集団を経由して保険料を払込むことができない場合には、個人扱として口座振替により継続させることができます。

■特約について

主契約のほか特約を付加して保障内容の充実を図ることができます。付加できる特約の種類および保障内容などの詳細は3～4ページを参照してください。

■契約者配当金について

この保険には契約者配当金はありません。

■解約と払いもどし金について

〈注意喚起情報〉の「解約と払いもどし金について」を参照してください。

〈注意喚起情報〉

「保険金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。

この「重要事項説明書〈注意喚起情報〉」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■クーリング・オフ制度について

- ・申込書を記入していただいた日、または第1回保険料相当額をお払込みいただいた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。ご契約の変更の場合は変更前のご契約に戻ります。
 - ・ただし、アクサ生命所定の医師の診査が終了した場合など、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。
- 〈お申出方法〉
- ・お申込みの撤回などは、郵便により前記の範囲内（8日以内の消印有効）に〒108-8020東京都港区白金1-17-3アクサ生命保険株式会社契約部宛お申出ください。
 - ・郵便（はがき、手紙）にはお申込みの撤回などをする旨明記し、申込者などの氏名・住所・第1回保険料充当金領収証を受領している場合は記載の番号（表面右上）および取扱店名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

■告知について

- 健康状態や職業についてありのままをお知らせください。（告知義務）
 - ・被保険者やご契約者には保険金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、アクサ生命が所定の書面（告知書）にて告知を求めた事項（告知事項）について、告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態、身体障害状態、職業など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ（告知）ください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。
 - ・告知受領権は生命保険会社（アクサ生命所定の書面「告知書」）が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます。）は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- ご契約のお申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。
 - ・アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または保険金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- 告知の内容によっては、ご契約をお断りしたり、条件をつけてご契約をお引受けする場合があります。
 - ・アクサ生命では、ご契約者間の公平性を保つため、お客さまのお身体の状態すなわち保険金などのお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがあります。（お引受けできないことや「特別保険料の付加」「保険金の削減支払」「特定疾病不払法」「特定部位不払法」などの特別な条件をつけてお引受けすることがあります。）
- お知らせいただいた内容（告知内容）が事実と違っていた場合にはご契約を解除することがあります。（告知義務違反）
 - ・告知いただく内容は、アクサ生命所定の書面（告知書）に記載してあります。もし、これらについて、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日（復活の場合は復活の責任開始の日）から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - ・責任開始の日から2年を経過していても、保険金などのお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ保険金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。この場合には、払いもどし金があればご契約者にお支払いします。

（ただし、「保険金などのお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、保険金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除をすることがあります。）

※なお、前記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、保険金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、特に重大な告知義務違反があった場合、詐欺による取消しを理由として、アクサ生命は保険金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日（復活の場合は復活の責任開始の日）からの年数は問いません。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。）また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■保障の責任開始期・契約日について

- ・このご契約には集団扱特約に「第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が付加されますので、契約日が責任開始期となります。
 - ・ただし契約日までに契約申込書（告知書）が提出されない場合は責任は開始されません。
- 第1回保険料が保険会社に入金されるまでの間に保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、第1回保険料が保険会社に払い込まれるまで、保険金・給付金は支払われず、また保険料の払込免除もされません。
- ・生命保険募集人は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■保険金などのお支払いについて

- ・お客さまからのご請求に応じて、保険金などのお支払いを行う必要がありますので、保険金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、保険金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにアクサ生命の営業店またはアクサ生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- ・お支払事由、ご請求手続き、保険金などをお支払いする場合またはできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、アクサ生命ホームページには「保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
- ・アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なご案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- ・保険金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

〈その他重要なお知らせ〉

お申込みにあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください。

■申込書のご記入について

申込書・告知書は重要な書類です。申込書はご契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）、告知書（告知欄）は被保険者ご自身でご記入ください。また、記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご署名・ご押印をお願いします。

■時効による請求権の消滅

保険金などをご請求する権利は、3年間ご請求がない場合に消滅します。

■集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意

- 集団扱でご契約になれるのは、当該集団の所属員・構成員の方のみです。
 - ・集団扱をご利用のご契約者が当該集団の所属員・構成員でなくなった場合は、ただちにアクサ生命へご連絡ください。
- 当該集団から脱退後に、当該集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他の払込方法（経路）に変更が必要となります。
 - ・他の払込方法（経路）には、口座振替扱、送金扱、店頭扱、集金扱があります。詳しくは、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご確認ください。
 - ・他の払込方法（経路）に変更した場合、ご契約を継続することはできますが、以後の保険料が引き上げられることがありますのでご了承ください。

■生命保険募集人の販売資格の確認について

アクサ生命の担当者（生命保険募集人）の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、パンフレット記載のアクサ生命営業店またはアクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
カスタマーサービスセンター TEL：03-6757-0310（受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

■個人情報のお取扱いについて

個人情報を利用する目的

- アクサ生命では、お客さまの個人情報を、次のような目的のために利用いたします。
 - ・保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
 - ・関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・アクサ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務

アクサ生命の定めた「個人情報のお取扱いについて プライバシーポリシー」の内容は、アクサ生命ホームページwww.axa.co.jp/、アクサ生命の営業店または本社でご覧いただけます。

■契約内容登録制度・契約内容照会制度について

アクサ生命は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の他の各生命保険会社*および全国共済農業協同組合連合会とともに、保険契約などのお引き受けの判断あるいは保険金などのお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）にもとづき、アクサ生命の保険契約などに関する所定の登録事項（ご契約者および被保険者の氏名、死亡保険金額、入院給付金日額など）を共同して利用しております。

*詳細は、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

■支払査定時照会制度について

アクサ生命は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の他の各生命保険会社*、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともに、お支払いの判断または保険契約などの解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、アクサ生命を含む各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する所定の相互照会事項記載の情報（被保険者の氏名、保険事故発生日、保険種類、死亡保険金額、給付金日額など）を共同して利用しております。

*詳細は、（一社）生命保険協会ホームページ（<https://www.seiho.or.jp/>）の「加盟会社」をご参照ください。

■代理請求特約について

- ・代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除をご請求できない所定の事情がある場合に、保険金・給付金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人がご請求することができます。（詳しくは「ご契約のしおり・約款」でご確認ください。）
- ・代理請求人となられる方（複数の場合は全員）に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

■保険金などが支払われない場合について

- 次のような場合には、保険金・給付金などをお支払いできないことがあります。
 - ・給付金などのお支払いは、責任開始期以後に発病した疾病または発生した傷害などが原因でお支払事由に該当した場合を対象としています。したがって、責任開始期前に発病した疾病または発生した傷害などが原因でお支払事由に該当した場合には、給付金などのお支払いの対象となりません。
 - ※「発病」とは、症状の出現、健康診断などにおける検査異常、病院の受療、被保険者が身体に生じた異常（症状）を自覚または認識した時点をいいます。
 - ※責任開始期から2年を経過して開始した入院などについては、責任開始期前に発病した病気または発生した傷害を原因とするものであっても、給付金などをお支払いします。
 - ・告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
 - ・保険金などを詐取する目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または保険金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - ・保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
 - ・保険契約について詐欺により取消しとなった場合や、保険金などの不法取得目的があってご契約が無効になった場合
 - ・保険金などの免責事由に該当した場合（例：責任開始の日から3年以内における被保険者の自殺による死亡、受取人などの故意または重大な過失による支払事由該当など）

また、保険料払込免除が適用される保険種類では、ご契約者の故意または重大な過失などの免責事由により被保険者が保険料の払込免除の事由となる障害状態になられた場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。

■保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活などについて

- ・保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- ・お払込みの猶予期間は、
月払契約……………払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払契約……払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日）まで（ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。）
- ・前記の猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います（ご契約の失効）。失効になりますと保険金などのお支払事由が発生しても保険金などのお支払いはできません。
- ・いったん失効したご契約でも、失効後3年以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、告知と、失効している期間の保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
- ・ご契約の復活をアクサ生命が承諾した場合には告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■解約と払いもどし金について

- ・この保険を途中で解約された場合、保険料払込期間中の払いもどし金はありません。（保険料払込期間が終身の場合、払いもどし金はありません。）
- ・保険料払込期間満了後の払いもどし金は死亡保険金と同額です。（保険料払込期間満了までの保険料が払込まれている場合に限ります。）

■ご契約時にお約束した保険金額などが削減される場合

- ・保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額などが削減されることがあります。
- ・アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820
「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午 午後1時～午後5時」
ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/>

■新たな保険契約への乗り換えについて

～現在ご契約の保険契約を解約・減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される方へ～

現在ご契約の保険契約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- ・多くの場合、払いもどし金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
- ・一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。
- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。
また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての行為がその適用の対象となります。
よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかったことにより前記のとおりご契約が解除・取消しとなることもありますので、ご留意くださいますようお願いいたします。
- ・新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、保険金などが支払われないことがあります。

■ご契約に関する相談・苦情窓口

- ・生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。
アクサ生命カスタマーサービスセンター
TEL：0120-568-093（受付時間：月～金：9:00～18:00 土：9:00～17:00 日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）
- ・ご契約に関する苦情は、アクサ生命営業店またはお客様相談室へご連絡ください。
アクサ生命お客様相談室
TEL：0120-030-775（受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

■指定紛争解決機関について

- ・この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- ・（一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス： <https://www.seiho.or.jp/>）
- ・なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

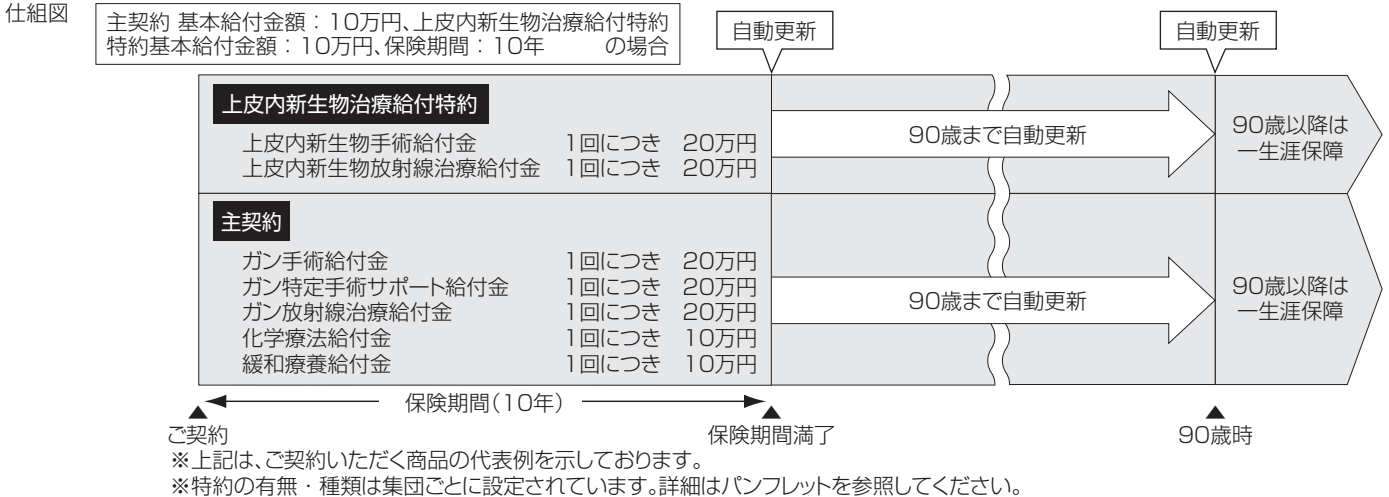
この「重要事項説明書〈契約概要・注意喚起情報〉」は、お申込みに際して特にご確認いただきたい事項をまとめた「契約概要」と、特にご注意いただきたい事項をまとめた「注意喚起情報」を掲載しています。ご契約前に必ずお読みください。
※必ずパンフレットの該当箇所 **重要** を参照し、お取扱いの詳細を確認してください。

〈契約概要〉

「重要事項説明書〈契約概要〉」に記載のお支払事由や給付に際しての制限事項は、概要や代表例を示しています。お支払事由の詳細や制限事項などについての詳細ならびに主な保険用語の説明などについては、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■商品の仕組

保険商品の名称 上皮内新生物治療給付特約付ガン治療保険(無解約払いもどし金型)
特 徴 所定のガンの治療を目的とした手術、放射線治療、化学療法および所定のガンによる疼痛などの各種症状の緩和を目的とした緩和療養を保障する商品です。



■主なお支払事由とお支払限度

お支払金	お支払事由	お支払額	お支払限度
ガン手術給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、所定のガンの治療を直接の目的とした所定の手術を受けられたとき	基本給付金額×2	お支払限度はありません
ガン特定手術サポート給付金	ガン手術給付金が支払われる手術のうち、所定の手術を受けられたとき	基本給付金額×2	お支払限度はありません
ガン放射線治療給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、所定のガンの治療を直接の目的とした所定の放射線治療を受けられたとき	基本給付金額×2	60日に1回、通算お支払限度はありません
化学療法給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、所定のガンの治療を直接の目的とした所定の抗がん剤にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき	基本給付金額	お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回、通算60ヵ月
緩和療養給付金	責任開始期以後に診断確定された所定のガンを直接の原因として、次のいずれかに該当されたとき ①ガン性疼痛緩和を目的とした、所定の疼痛緩和薬にかかる薬剤料または処方せん料が算定される入院または通院をされたとき ②ガン性疼痛などの各種症状の緩和を目的とした、所定の緩和ケア病棟入院料、緩和ケア診療加算または有床診療所緩和ケア診療加算が算定される入院をされたとき	基本給付金額	お支払事由に該当した日が属する月ごとに1回、通算60ヵ月
上皮内新生物手術給付金 (上皮内新生物治療給付特約)	責任開始期以後に診断確定された所定の上皮内新生物を直接の原因として、所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の手術を受けられたとき	特約基本給付金額×2	お支払限度はありません
上皮内新生物放射線治療給付金 (上皮内新生物治療給付特約)	責任開始期以後に診断確定された所定の上皮内新生物を直接の原因として、所定の上皮内新生物の治療を直接の目的とした所定の放射線治療を受けられたとき	特約基本給付金額×2	60日に1回、通算お支払限度はありません

■保険料払込免除について

被保険者が傷害または疾病により、所定の高度障害状態に該当された場合、または所定の不慮の事故を直接の原因として、その日を含めて180日以内に所定の身体障害の状態に該当された場合、以後の保険料払込を免除します。
ご契約はそのまま継続いただけます。

■引受保険金額について

主契約の基本給付金額は5万円、10万円、15万円のいずれかとなります。
※集団ごとに口数・コースの設定を行っています。パンフレットにてご確認ください。

■保険期間

保険期間は、10年です。

■保険料について

- ・ご契約時の年齢・性別による保険料を適用します。
- ・保険料払込期間は保険期間と同一です。
- ・保険料は集団抜月払とし、集団を通じて所定の方法により払込んでいただけます。保険料は11ページをご確認ください。
- ・集団から脱退後、当該集団を経由して保険料を払込むことができない場合には、個人扱として口座振替により継続させることができます。

■特約について

特約を付加して保障内容の充実を図ることができます。付加できる特約の種類および保障内容などの詳細は9～10ページを参照してください。

■自動更新について

- ・保険期間満了の日の2ヵ月前までに更新しない旨のお申出がない場合は、ご契約は保険期間満了の日の翌日に自動的に更新されます。(保険料は、更新日の年齢および保険料率により新たに計算します。)
- ・更新後のご契約の基本給付金額および保険期間は更新前のご契約のものと同じとします。特約を付加されている場合、それらの特約は主契約とともに更新されます。
- ・更新後のご契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳を超えるときは、保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるまで保険期間を短縮してご契約を更新します。また、更新前のご契約の保険期間満了の日の翌日における被保険者の年齢が90歳となるときに、更新後のご契約の保険期間を終身としてご契約を更新します。
- ・ご契約を更新される場合には、各給付金のお支払限度は更新前後を通算します。

■契約者配当金について

この保険には契約者配当金はありません。

■解約と払いもどし金について

〈注意喚起情報〉の「解約と払いもどし金について」を参照してください。

〈注意喚起情報〉

「保険金などが支払われない場合について」など、お客さまにとって不利益となる情報が記載されている部分は特に重要です。また既契約の解約などを前提とした新たな保険契約のお申込みをされる場合、お客さまにとって不利益となる可能性がありますので十分にご検討をお願いいたします。
この「重要事項説明書〈注意喚起情報〉」のほか、お支払事由および制限事項の詳細やご契約の内容に関する事項は、「ご契約のしおり・約款」に記載しておりますのでご確認ください。

■クーリング・オフ制度について

- ・申込書を記入していただいた日、または第1回保険料相当額をお払込みいただいた日の、いずれか遅い日からその日を含めて8日以内であれば、書面によりお申込みの撤回または保険契約の解除をすることができます。この場合、お払込みいただいた金額をお返しいたします。
 - ただし、お申込みの撤回またはご契約の解除のお取扱いができない場合があります。
- ＜お申出方法＞
- ・お申込みの撤回などは、郵便により前記の範囲内(8日以内の消印有効)に〒108-8020東京都港区白金1-17-3アクサ生命保険株式会社契約部宛お申出ください。
 - ・郵便(はがき、手紙)にはお申込みの撤回などをする旨明記し、申込者などの氏名・住所・第1回保険料充当金領収証を受領している場合は記載の番号(表面右上)および取扱店名をご記入のうえ、申込書と同一印を押してください。

■告知について

- 健康状態や職業についてありのままをお知らせください。(告知義務)
 - ・被保険者やご契約者には給付金などのお支払事由または保険料の払込免除事由の発生に関する重要な事項のうち、アクサ生命が所定の書面(告知書)にて告知を求めた事項(告知事項)について、告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件でご契約されますと、保険料負担の公平性が保たれません。ご契約にあたっては、過去の傷病歴(傷病名・治療期間など)、現在の健康状態、身体の障害状態、職業など「告知書」でアクサ生命がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。
- 告知受領権は生命保険会社が有しています。
 - ・告知受領権は生命保険会社(アクサ生命所定の書面「告知書」)が有しています。
 - 生命保険募集人(代理店を含みます。)は告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- ご契約のお申込内容や告知内容について確認させていただく場合があります。
 - ・アクサ生命の担当者またはアクサ生命で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後または給付金などのご請求および保険料のお払込みの免除のご請求の際、ご契約のお申込内容またはご請求内容などについて確認させていただく場合があります。
- 告知の内容によっては、ご契約をお断りする場合があります。
- お知らせいただいた内容(告知内容)が事実と違っていた場合にはご契約を解除することがあります。(告知義務違反)
 - ・告知いただく内容は、アクサ生命所定の書面(告知書)に記載してあります。もし、これらについて、ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、アクサ生命が告知を求めた事項について、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始の日(復活の場合は復活の責任開始の日)から2年以内であれば、アクサ生命は「告知義務違反」としてご契約または特約を解除することがあります。
 - ・責任開始の日から2年を経過していても、給付金などのお支払事由などが2年以内に発生していた場合には、ご契約または特約を解除することがあります。
 - ・ご契約または特約を解除した場合には、たとえ給付金などをお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません。また、保険料のお払込みを免除する事由が発生していても、お払込みを免除することはできません。
 - (ただし、「給付金などのお支払事由または保険料の払込免除の事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金などのお支払いまたは保険料のお払込みの免除をすることがあります。)

※なお、前記のご契約または特約を解除する場合以外にも、ご契約または特約の締結状況などにより、給付金などをお支払いできないことがあります。例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知をされなかった場合」など、特に重大な告知義務違反があった場合、詐欺による取消しを理由として、アクサ生命は給付金などをお支払いできないことがあります。この場合、責任開始の日（復活の場合は復活の責任開始の日）からの年数は問いません。（告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。）また、すでにお払込みいただいた保険料はお返しいたしません。

■保障の責任開始期・契約日について

- このご契約には集団扱特約に「第1回保険料を集団から払い込む場合の責任開始期に関する特則」が付加されますので、契約日が責任開始期となります。ただし契約日までに契約申込書（告知書）が提出されない場合は責任は開始されません。
- 第1回保険料が保険会社に入金されるまでの間に保険金・給付金の支払事由または保険料の払込免除の事由が生じたときは、第1回保険料が保険会社に払い込まれるまで、保険金・給付金は支払われず、また保険料の払込免除もされません。
- 生命保険募集人は、お客さまとアクサ生命の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対してアクサ生命が承諾したときに有効に成立します。

■給付金などのお支払いについて

- お客さまからのご請求に応じて、給付金などのお支払いを行う必要がありますので、給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、給付金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかにアクサ生命の営業店またはアクサ生命カスタマーサービスセンターにご連絡ください。
- お支払事由、ご請求手続き、給付金などをお支払いする場合またはできない場合については、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。また、アクサ生命ホームページには「保険金等のお支払いについて お支払いできる場合、お支払いできない場合の具体的事例」を掲載しておりますので、あわせてご確認ください。
- アクサ生命からのお手続きに関するお知らせなど、重要なお案内ができないおそれがありますので、ご契約者のご住所などを変更された場合には、必ずご連絡ください。
- 給付金などのお支払事由が生じた場合、ご契約内容によっては、複数の保険金などのお支払事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合などにはご連絡ください。

■代理請求特約について

- 代理請求特約を付加することにより、被保険者が受取人となる保険金・給付金などについて、受取人がご請求できない所定の事情がある場合、または被保険者とご契約者が同一人である場合の保険料の払込免除をご請求できない所定の事情がある場合に、保険金・給付金などの受取人に代わり、所定の要件を満たした代理請求人がご請求することができます。（詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。）
- 代理請求人となられる方（複数の場合は全員）に対し、お支払事由および代理請求できる旨をお伝えください。

■給付金などが支払われない場合について

- 次のような場合には、給付金などをお支払いできないことがあります。
 - 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約または特約が告知義務違反により解除となったか、または詐欺により取消しとなった場合
 - 給付金などを詐取る目的で事故を起こしたときや、ご契約者、被保険者または給付金などの受取人が、暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど重大事由によりご契約または特約が解除された場合
 - 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効した場合
 - 保険契約について詐欺によりご契約が取消しとなった場合や、給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合
- ご契約者の故意または重大な過失などの免責事由により被保険者が保険料の払込免除の事由となる障害状態に該当された場合には、保険料のお払込みを免除いたしません。

※この保険の場合、被保険者が告知前または告知時から責任開始期前にガンと診断確定されていたときは、ご契約は無効となり、給付金などはお支払いできません。

■保険料の払込猶予期間、契約の失効、復活などについて

- 保険料は払込期月（保険料をお払込みいただく月）内にお払込みください。払込期月内にお払込みの都合がつかない場合のために、払込猶予期間を設けています。
- お払込みの猶予期間は、
月払契約……………払込期月の翌月初日から末日まで
年払・半年払契約……払込期月の翌月初日から翌々月の月単位の契約応当日（契約応当日がない月の場合は、その月の末日）まで（ただし、契約応当日が2月・6月・11月の各末日の場合には、それぞれ4月・8月・1月の各末日までです。）
- 前記の猶予期間が過ぎますと、ご契約は猶予期間満了の日の翌日から効力を失います（ご契約の失効）。失効になりますと給付金などのお支払事由が発生しても給付金などのお支払いはできません。
- いったん失効したご契約でも、失効後6ヵ月以内であれば、ご契約の復活を申込むことができます。この場合、告知と、失効している期間の保険料のお払込みが必要となります。ただし、健康状態などによっては、復活できない場合があります。
- ご契約の復活をアクサ生命が承諾した場合には告知と延滞保険料のお払込みがともに完了したときから、ご契約上の保障が開始されます。

■解約と払いもどし金について

- この保険は、解約された場合、払いもどし金はありません。

■ご契約時にお約束した給付金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した給付金額などが削減されることがあります。
- アクサ生命は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の給付金額などが削減されることがあります。保険契約者保護措置の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820
「月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前9時～正午 午後1時～午後5時」
ホームページアドレス<https://www.seihohogo.jp/>

■新たな保険契約への乗り換えについて

～現在ご契約の保険契約を解約・減額されることを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討される方へ～

現在ご契約の保険契約を解約・減額されるときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

- 多くの場合、払いもどし金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの払いもどし金は、まったくないか、あってもごくわずかです。
 - 一定期間の契約継続を条件に発生する配当金の請求権などを失うことになる場合があります。
 - 一般のご契約と同様に告知義務があります。
- 「現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始の日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定の適用対象となります。
- また、詐欺によるご契約の取消しの規定などについても、新たなご契約の締結に際しての行為がその適用の対象となります。
- よって、告知が必要な傷病歴などがある場合は、新たなご契約のお引受けができなかったり、あるいはその告知をされなかったことにより前記のとおりご契約が解除・取消しとなることもありますので、ご注意くださいますようお願いいたします。
- 新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けをお断りする場合があります。また、告知義務違反の場合や責任開始期前の発病などの場合には、給付金などが支払われないことがあります。

■ご契約に関する相談・苦情窓口

- 生命保険のお手続きやご契約に関する相談は、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターへご連絡ください。
アクサ生命カスタマーサービスセンター
TEL：0120-568-093（受付時間：月～金：9:00～18:00 土：9:00～17:00 日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）
- ご契約に関する苦情は、アクサ生命営業店またはお客様相談室へご連絡ください。
アクサ生命お客様相談室
TEL：0120-030-775（受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

■指定紛争解決機関について

- この商品にかかる指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。
- （一社）生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。（ホームページアドレス：<https://www.seiho.or.jp/>）
- なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、ご契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、ご契約者などの正当な利益の保護を図っております。

〈その他重要なお知らせ〉

お申込みにあたっては、以下の内容についても必ずご確認ください。

■申込書のご記入について

申込書・告知書は重要な書類です。申込書はご契約者ご自身（被保険者欄は被保険者ご自身）、告知書（告知欄）は被保険者ご自身でご記入ください。また、記入後は今一度内容を十分お確かめのうえ、ご署名・ご押印をお願いします。

■時効による請求権の消滅

給付金などをご請求する権利は、3年間ご請求がない場合に消滅します。

■集団扱で保険料をお払込みの場合のご注意

- 集団扱でご契約になれるのは、当該集団の所属員・構成員の方のみです。
 - 集団扱をご利用のご契約者が当該集団の所属員・構成員でなくなった場合は、ただちにアクサ生命へご連絡ください。
- 当該集団から脱退後に、当該集団を経由して保険料を払い込むことができない場合には、他の払込方法（経路）に変更が必要となります。
 - 他の払込方法（経路）には、口座振替扱、送金扱、店頭扱、集金扱があります。詳しくは、アクサ生命営業店またはカスタマーサービスセンターにご確認ください。
 - 他の払込方法（経路）に変更した場合、ご契約を継続することはできますが、以後の保険料が引き上げられることがありますのでご了承ください。

■生命保険募集人の販売資格の確認について

アクサ生命の担当者（生命保険募集人）の販売資格などに関しまして確認をご希望の場合には、パンフレット記載のアクサ生命営業店またはアクサ生命カスタマーサービスセンターまでご連絡ください。
カスタマーサービスセンター TEL：03-6757-0310（受付時間：9:00～17:00 土・日・祝日、年末年始のアクサ生命休業日を除く）

■個人情報のお取扱いについて

個人情報を利用する目的

- アクサ生命では、お客さまの個人情報を、次のような目的のために利用いたします。
 - 保険契約のお引受け・継続・維持管理、保険金・給付金などのお支払い
 - 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - アクサ生命の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - その他保険に関連・付随する業務

アクサ生命の定めた「個人情報のお取扱いについて プライバシーポリシー」の内容は、アクサ生命ホームページ www.axa.co.jp/ 、アクサ生命の営業店または本社でご覧いただけます。
--

■支払査定時照会制度について

アクサ生命は、（一社）生命保険協会、（一社）生命保険協会加盟の他の各生命保険会社*、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会とともに、お支払いの判断または保険契約などの解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」にもとづき、アクサ生命を含む各生命保険会社などの保有する保険契約などに関する所定の相互照会事項記載の情報（被保険者の氏名、保険事故発生日、保険種類、死亡保険金額、給付金日額など）を共同して利用しております。

*詳細は、（一社）生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。